

学術研究コーナー

頑固な「歯痛」を訴える非定型歯痛の一例

三環系抗うつ薬アミトリプチン（トリプタノール）が劇的に奏功した症例

オリブ山病院 精神科 仲里 尚実

はじめに

当協会は3年連続で「口腔顔面痛を治す」と題して歯科医科合同の研究会を開催した。その後、講演会に参加した歯科の3人の先生方から私あてに患者さんが紹介されてきた。第一例目は沖縄市のT歯科から紹介されてきた患者で、本年4月号の当紙に「アミトリプチン

が奏功した「原因不明の歯の痛み（非定型歯痛）」の一例」として紹介した。二例目は浦添市のS歯科医院から紹介された「口腔内セネストパチ」を呈する患者で、10月号の紙面で紹介した。

今回は南風原町のM歯科医院から以下に提示する患者が紹介されてきたので紙面を借りて症例報告としたい。

症例 67歳 女性 主婦

生活歴

南風原町で、5名同胞第一子長女として出生。地元の小・中・高校を卒業。東京の専門学校（音楽系）に進学するが、20歳で結婚し中退。千葉県で暮らした。26歳で長女出産。

47歳の時に、父の介護のため帰沖。実家の持ち家

パートの1部屋で現在まで一人暮らしをしている。

既往歴

2019年10月までは、病院や薬とは無縁の生活であった。

現病歴

以下は本人からの聞き取り

昨年10月、歯の詰め物が取れてかかり付けのY歯科を受診。治療時に痛みを感じ、詰め物も歯にあたってズキズキした。左上前歯横2本の口蓋側の鈍痛が取れず。Y歯科から南部医療センターの歯科を紹介された。副鼻腔炎疑いで手術が実施された。担当医からは「治療的な問題は無い」と説

明されたが歯の痛みは増すばかりだった。コロナウイルス問題で通院はキャンセル。歯の痛みはずっと同じ部位にある。

以下はM歯科からの診療情報提供書の記載抜粋

2020年3月にM歯科を受診。「腫れを感じ、切開してほしい」と具体的に指示する。本人の訴え通りチエックしていったが、歯科の状態はもととも悪い状態ではない。琉大病院耳鼻科、神経内科での精査も問題なかった。

左上前歯2本の治療中。1本は全く問題なく、もう1本も多少問題（根先性歯周炎）はあるものの、ごく僅かな炎症でご本人が訴える程の状態ではないと考えられる。毎回、本人より診療の指示「口蓋すう壁をつぶして膿を出してほしい」「肉を開いて中をきれいにしたい」「等、また投薬の希望も多く、先が見えない状況である。

その後、数回の受診があったが内服治療開始にはつながらず、6月下旬には娘が同伴してきた。娘から「いろんな歯科医院に1か月に20回も行っていきます。薬をもらって来るが捨ててしまうことも多いです」と報告があった。

その後、数回の受診があったが内服治療開始にはつながらず、6月下旬には娘が同伴してきた。娘から「いろんな歯科医院に1か月に20回も行っていきます。薬をもらって来るが捨ててしまうことも多いです」と報告があった。

その後、数回の受診があったが内服治療開始にはつながらず、6月下旬には娘が同伴してきた。娘から「いろんな歯科医院に1か月に20回も行っていきます。薬をもらって来るが捨ててしまうことも多いです」と報告があった。

抄論

菅首相の日本学術会議への人事介入を許すな

学問・科学に対する露骨な権力の介入

会長 仲里 尚実

私は夏の甲子園（全国高校野球選手権大会）の大ファンであり、昨年まで十年以上、毎年現地の開会式に熱狂していた。大会が戦争によって中断された時、甲子園は軍に接収され、軍需物資置き場や高射砲陣地として利用された。

戦後「栄冠は君に輝く」を作曲した古関裕而（コウジ）も、戦争中は兵隊の士気を高める「戦時歌謡」の作曲家として「名声」を得ていた。当時、戦争に協力しない者は「非国民」「国賊」とされ、束縛され、命を落とすものもいた。スポーツも学問も芸術も宗教も、すべてが国家権力の支配下におかれたのである。

菅首相は日本学術会議が新会員として推薦した科学者

105人のうち、6人の任命を拒否した。（学術会議の定数は210人。任期は6年で再任はされない。半数が3年ごとに入れ替わる。学術活動は3分野 ①人文・社会科学 ②生命科学 ③理学・工学から構成される）任命を拒否された6人のすべてが人文・社会科学の科学者であり、改憲・特定秘密保護法・安保法案などに反対の立場であった。

日本学術会議法は政府からの独立性を規定している。特に第3条では政府から「独立して職務を行う」とされ、また任命に関しては第7条で学術会議の「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」としている。第二次世界大戦に

菅首相はこの任命拒否問題を明らかにされた時、最初「推薦名簿を見ている」と驚くべき発言をしていたが、追及されるうちに「総合的、俯瞰的活動を確保する観点から」と、何の具体性もない発言を繰り返すようになった。「10億円の国費が毎年会議の運営に使用されている」

と言いつけを始め、その後NHKのインタビューで突然、推薦名簿は「一部の大学に偏っている」「民間、若手が極端に少ない」「多様性が大事」と非難し始めた。後付けのあれこれの理由を並べ始めたが、6人の任命拒否の理由については全く答えていない（11月4日現在）。

日本科学史学会は、戦前の学問弾圧の末「毒ガスや生物兵器の開発、人体実験、原爆の研究」に科学者を向かわせた「拒否理由のないことは……歴史的に比をみない野蛮な公文書破棄まで生んだ『付度』政治を科学界にまで持ち込もうとする狙い……」と警鐘を鳴らしている。

この任命拒否を許せば、次には全国保険医団体連合会や全国の保険医協会に鋒先が向けられるであろうことは想像に難くない。

なく耳鼻科と麻酔科だけでばかりだった。コロナウイルス問題で通院はキャンセル。歯の痛みはずっと同じ部位にある。

以下はM歯科からの診療情報提供書の記載抜粋

2020年3月にM歯科を受診。「腫れを感じ、切開してほしい」と具体的に指示する。本人の訴え通りチエックしていったが、歯科の状態はもととも悪い状態ではない。琉大病院耳鼻科、神経内科での精査も問題なかった。

その後、数回の受診があったが内服治療開始にはつながらず、6月下旬には娘が同伴してきた。娘から「いろんな歯科医院に1か月に20回も行っていきます。薬をもらって来るが捨ててしまうことも多いです」と報告があった。

その後、数回の受診があったが内服治療開始にはつながらず、6月下旬には娘が同伴してきた。娘から「いろんな歯科医院に1か月に20回も行っていきます。薬をもらって来るが捨ててしまうことも多いです」と報告があった。

その後、数回の受診があったが内服治療開始にはつながらず、6月下旬には娘が同伴してきた。娘から「いろんな歯科医院に1か月に20回も行っていきます。薬をもらって来るが捨ててしまうことも多いです」と報告があった。

その後、数回の受診があったが内服治療開始にはつながらず、6月下旬には娘が同伴してきた。娘から「いろんな歯科医院に1か月に20回も行っていきます。薬をもらって来るが捨ててしまうことも多いです」と報告があった。

多くの歯科医院を受診してきた。口腔内の持続的な痛みを訴える。「痛みがあるのに、どうにかしてほしい」「頭がおかしくなっている感じがする。痛みが隣の歯にも移るんですよ。表情には苦痛感はないが次から次へと滑舌良く多彩な愁訴が続いた。

一番最初に治療した時の痛みが思い出して怖くて、痛み止めを飲んでも全然変わらな。大学病院受診は歯科では

その後、数回の受診があったが内服治療開始にはつながらず、6月下旬には娘が同伴してきた。娘から「いろんな歯科医院に1か月に20回も行っていきます。薬をもらって来るが捨ててしまうことも多いです」と報告があった。

その後、数回の受診があったが内服治療開始にはつながらず、6月下旬には娘が同伴してきた。娘から「いろんな歯科医院に1か月に20回も行っていきます。薬をもらって来るが捨ててしまうことも多いです」と報告があった。

その後、数回の受診があったが内服治療開始にはつながらず、6月下旬には娘が同伴してきた。娘から「いろんな歯科医院に1か月に20回も行っていきます。薬をもらって来るが捨ててしまうことも多いです」と報告があった。

多くの歯科医院を受診してきた。口腔内の持続的な痛みを訴える。「痛みがあるのに、どうにかしてほしい」「頭がおかしくなっている感じがする。痛みが隣の歯にも移るんですよ。表情には苦痛感はないが次から次へと滑舌良く多彩な愁訴が続いた。

一番最初に治療した時の痛みが思い出して怖くて、痛み止めを飲んでも全然変わらな。大学病院受診は歯科では

その後、数回の受診があったが内服治療開始にはつながらず、6月下旬には娘が同伴してきた。娘から「いろんな歯科医院に1か月に20回も行っていきます。薬をもらって来るが捨ててしまうことも多いです」と報告があった。

その後、数回の受診があったが内服治療開始にはつながらず、6月下旬には娘が同伴してきた。娘から「いろんな歯科医院に1か月に20回も行っていきます。薬をもらって来るが捨ててしまうことも多いです」と報告があった。

その後、数回の受診があったが内服治療開始にはつながらず、6月下旬には娘が同伴してきた。娘から「いろんな歯科医院に1か月に20回も行っていきます。薬をもらって来るが捨ててしまうことも多いです」と報告があった。

「診療雑感」コーナーの原稿募集中!!

日常診療での出来事、感じていることなどを記事にしてみませんか。ご執筆して頂いた会員には、クオカード3千円分を贈呈します！ご応募をお待ちしております。

※FAXまたはお電話にて協会事務局までご連絡下さい。

九州厚生局沖縄事務所の開示資料内容および 審査指導監査の最近の動向について

定例通り九州ブロック保険医協会の要請による審査指導監査関連事務の再開が行われた。当初コロナ禍で九州各県での各県事務所における、選定委員会や協議会は開催自粛という中で、鹿児島県と沖縄県のみがそれを開催しているとの情報を得ており、重要な審査事項があるのではないか警戒をしていたところであるが、遺憾ながら6月に歯科医師の保険医取り消しがおこなわれた。この保険医療機関については平成30年11月個別指導の中止あるいは監査を受けて後、同年12月3日医療機関の廃止届を出しているが、監査後はその追及は続き「取り消し相当」という法的な問題があると思われる手法で行政処分が下され、令和2年6月16日

に保険医療機関の取り消しがおこなわれた。通常個別指導後に医療機関の廃止届を出して後はそれ以上の追及は行われず、それとは違い監査後はそうではないことに留意された。

また残念ながら今回の開示資料でもそうであるが、監査に関する開示は事細かに最近では行われていない。一方で今年も同様に個別指導、集団的個別指導、共同指導、病院の適時調査などが予定されているが、コロナ禍の中で集団的個別指導は行われず、沖縄県下における新型コロナウイルス感染症拡大レベルが1に下がるまでは個別指導等も行われない様子である。その上で個別指導等のスケジュールを見ていくと、医科においては840件中4%の

32件で、類型区分1一般病院で2件、区分3で臨床研修指定病院、大学付属病院、特定機能病院で2件、区分4で内科(人工透析あり)が3件、区分5-1内科(透析なし)が6件、区分6が精神、神経科が4件、区分8外科が1件、区分9整形外科が6件、区分10皮膚科が3件、区分11泌尿器科が1件、区分12産婦人科が1件、区分13眼科が1件、区分14耳鼻咽喉科が2件となっているが、この中で気になるのが、情報提供による個別指導が耳鼻咽喉科で1件、整形外科で1件予定されていることである。

今回コロナ禍で個別指導が延期されているものの会員の医療機関において、お心当たりのある先生方は当協会の

ご連絡をお願いいたします。また歯科においては通常県下、630医療機関中25件の個別指導が行われるのだが、今年は18件となっており、7件も少ない。これは九州厚生局沖縄事務所によれば、規定通りの計算方法で当てはめるとこうなったということだが、我々がこれまでこの様なイレギュラーな事態が起る場合は、必ずやその分のマンパワーをその他の監査や病院の適時調査などの大掛かりな事業に振り向けていたことを経験しているので、今後その様な案件が出てくる可能性が高く気掛かりである。今後これらを注視し

会員各位への情報の周知を行っていくと同時に、会員の先生方からの情報提供およびご相談がありましたらご遠慮なくご相談をお寄せください。

副会長 座覇 修好

非核平和部会・反核医師の会

「青い地球」の平和と存続の為に、非核平和部会から継続して以下の報告をさせて頂く。

①「核兵器禁止条約」来年1月発効へ

2017年7月、国連加盟国2/3超の122か国が賛成し調印・批准・参加の受付を開始したこの条約は、11月24日に中米ホンジュラスが批准して50か国に到達した。同国の批准書が国連事務総長に寄託された90日後の来年1月に発効

となる。一方、国内に目を向けると岩手県内の全議会が条約への署名・批准を日本政府に求める意見書を出している。しかし、沖縄県内議会の動向をみると、久米島以外の全てが「非核宣言自治体」であるにもかかわらずこの1年間変わることもなく3自治体(7%)のみである。当選目的のパフォーマンスでなく、沖縄県の安全平和と地球規模の反戦平和、どちらにも俯瞰的な視野と思考で臨める

政治家を求めたい。

②核兵器にお金を貸すな!「DBOB反核」で検索

貴方の資産を預けている銀行・証券会社・保険会社等の金融機関が、核兵器製造企業に投資していたらどう思われるであろう。貴方の認識に関わらず「貴方の資産が核兵器製造に加担した」という言い方もできるのだ。[資本主義である以上、企業活動を抑圧すべきでない。]そんなご意見もあるかもしれない。

では、地球滅亡までの時間を示す「終末時計」が、残り100秒に迫ったことはご存知だろうか。これは、広島長崎の原爆投下(マンハッタン計画)に関わった米国の科学者達が核兵器の危険性を世界に警告する目的で1947年に創設している。

地球が滅ぶ話と人間社会の一部に過ぎない経済の話、本来は次元の異なる話が繋がっている。国や企業や個人の利益追求の迫り着く先に地球滅亡があるとしたら「知らなかった」では済まない話ではないか?

理事 樋口 豊

この本に教わった⑧

「世間のひと」

鬼海 弘雄 著 ちくま文庫

この本は、写真家・鬼海弘雄さんの写真集です。氏は、平日の昼間、東京・浅草寺の境内に立ち、通りゆく人を眺め、これはと思う人に声をかけて肖像写真を撮らせてもらいます。1973年から2013年までの40年という長い年月、浅草寺境内という同じ場所で行った撮影を続け、できたのがこの写真集です。一頁に一人の肖像、下に短いキャプションが添えられています。

際だつ衣装、精悍な表情、主張の強い眼光、粹なポーズ。一枚の写真からそれぞれの人の強烈な個性が伝わり、人生の軌跡がみえてくるようです。何度見ても飽きません。「カラスと暮らす男」の肩には大きなカラスが羽を休め、「四個の時計をする男」の手には四個の時計以外にも装飾品が強く光を放ちます。「気の短い男」は今にもけんかを売ってきそうであるし、「喉が痛い男」からは慢性的な咽喉痛が伝わってくるようです。ここに登場する人はそれぞれ個性的ではありますが、単に面白い人・人目を引く人ではなく、そこには必然性があるんだよね。

「(ざりとて)歩きながら考える大人の道草ウエブマガジン」

本書をじっくり



ています。

浅草でポートレートを性懲りもなく続けているのは「人間とは何だろう」という答えのない問いをずっと抱えているからだ。

「誰をも少し好きになる日」 文芸春秋社

僕が人を撮るときには、変わっているとかどうとか、キヤラクターだけでは決して選ばない。この人を撮ることで「人類とは何か」という謎に迫れる、人間というものの本質を考えさせられる「何か」を持っている人に呼応して撮る。何と

オリブ山病院 横田 泉

共済部だより

休業されたらすぐに協会にご連絡を!

2020年10月度休業保障共済保険給付実績

	口数	入院	自宅療養	給付金額
A先生	3口	11日	23日	558,000円
B先生	3口	45日	113日	3,114,000円
C先生	3口	2日	39日	660,000円
D先生	3口	120日	2日	2,916,000円
E先生	5口	0日	30日	900,000円

開業・就業状況、住所変更、勤務先変更などがありましたら、速やかに協会事務局(☎098-832-7813)にご連絡下さい。

グループ生命保険

随時加入受付中!!

個人契約の一般生命保険と比べて保険料が割安です。

- 最高6000万円まで病気・不慮の事故による死亡、所定の高度障害状態を保障
- 診査はなく告知のみ
- 期間は1年で毎年保障の見直しができる
- 余剰金が生じた場合には配当金として還元
- 配偶者・お子様も併せて加入可(配偶者は安価な掛金で最高3000万の保障)
- 70歳まで新規加入・増額できる(加入資格を満たす限り75歳まで継続加入)
- 先進医療費補償の福利厚生制度あり

※資料請求はお気軽に協会事務局までご連絡ください。

診療雑感

(25)

とよみ生協病院 高嶺 朝広

新型コロナウイルス感染症に対する取り組みについて九州のT病院からの報告があった。T病院は回復期・療養型の病院で、PCR陽性者12人（患者9人・看護師3人）のクラスターが発生した。最初に病棟看護師1人がCOVID19に感染していることが判明、症状は咽頭痛のみで発熱・味覚異常等の症状はなし。その看護師が休憩室でマスクなしで談笑した職員11人を濃厚接触者として自宅待機させている。その病棟の

中感染した場合には、T病院と同様な事態に襲われることが容易に予測できた。現在は、管理会および感染対策チームで食事休憩時にラウンドを行い、感染対策が進んできている。休憩室の定員を決めること、対面で食事はしない、食事の時は2メートル以上の距離をとること、休憩室の換気を行うこと等の感染対策を、気が緩みがちな休憩時間において徹底していき

る病床数の変更届が提出されていなかったため提出すること。報道があった。沖縄県では10月26日に沖縄コロナ警報が出され、「会食は5人未満かつ2時間以内」と書かれている。当院の感染対策委員会である部署の代表者が「歓送迎会を予定している」と報告があったので、即座に中止のお願いをした。時間外のことまで院長が口をはさむのはどうかと思ったが、歓送迎会参加者に一人でも新型コロナ感染者がいた場合、その部署の機能が完全にストップしてしまうのでは仕方ないと思

る病床数の変更届が提出されていなかったため提出すること。報道があった。沖縄県では10月26日に沖縄コロナ警報が出され、「会食は5人未満かつ2時間以内」と書かれている。当院の感染対策委員会である部署の代表者が「歓送迎会を予定している」と報告があったので、即座に中止のお願いをした。時間外のことまで院長が口をはさむのはどうかと思ったが、歓送迎会参加者に一人でも新型コロナ感染者がいた場合、その部署の機能が完全にストップしてしまうのでは仕方ないと思

推進のための委員会又は会議について、前回の開催から相当な期間が空いて開催されているため、定期的に開催すること。また単一職種による連絡会議の実施が主となっているので、他の委員会等（労働安全委員会など）を活用するなどして、他職種からなる会議を実施のうえ、計画を作成するよう改めること。

等に係る評価票（別紙様式2）の記載について、看護記録に患者の状態に係る記載はあるものの、それに基づく評価が当該評価票に日々適切に記載されていないので改めること。

の評価等を行うカンファレンスを週1回程度実施するよう改めること。

適時調査における指摘事項

【基本診療料の施設基準に係る事項】

①入院基本料及び特定入院料に係る共通事項

(1)入院診療計画書の基準

●入院診療計画書の様式について、通知に定められた項目が網羅されていないため、次の必要な項目を追加すること。（在宅復帰支援担当者名、在宅復帰支援計画）

●「検査内容及び日程」及び「その他・看護計画・リハビリテーション等の計画」の項目に係る記載がなされていないので、定められた項目はすべて記載すること。

(2)看護の実施

●看護補助者の業務範囲について、個別の業務内容（事務的業務を含む）を文書で整備し、院内規程として共有すること。

●重症度、医療・看護必要度に係る評価において、評価の根拠となる記録が不十分なまま評価している事例が認められた。評価に当たっては、その根拠となる記録を適切に行い、当該記録に基づき評価を行うよう改めること。

●看護計画について、計画は作成されているものの、その後の評価が実施されていない例が見られたので、適切に評価を行い必要に応じて計画を見直すこと。

●家族等の付き添いについて、医師の許可が確認できる書類（例：付き添い許可証）を作成し管理すること。

●看護補助者の業務範囲について、個別の業務内容（事務的業務を含む）を文書で整備し、院内規程として共有すること。

●重症度、医療・看護必要度に係る評価において、評価の根拠となる記録が不十分なまま評価している事例が認められた。評価に当たっては、その根拠となる記録を適切に行い、当該記録に基づき評価を行うよう改めること。

●看護計画について、計画は作成されているものの、その後の評価が実施されていない例が見られたので、適切に評価を行い必要に応じて計画を見直すこと。

●家族等の付き添いについて、医師の許可が確認できる書類（例：付き添い許可証）を作成し管理すること。

●看護補助者の業務範囲について、個別の業務内容（事務的業務を含む）を文書で整備し、院内規程として共有すること。

●重症度、医療・看護必要度に係る評価において、評価の根拠となる記録が不十分なまま評価している事例が認められた。評価に当たっては、その根拠となる記録を適切に行い、当該記録に基づき評価を行うよう改めること。

●看護計画について、計画は作成されているものの、その後の評価が実施されていない例が見られたので、適切に評価を行い必要に応じて計画を見直すこと。

●家族等の付き添いについて、医師の許可が確認できる書類（例：付き添い許可証）を作成し管理すること。

●看護補助者の業務範囲について、個別の業務内容（事務的業務を含む）を文書で整備し、院内規程として共有すること。

●重症度、医療・看護必要度に係る評価において、評価の根拠となる記録が不十分なまま評価している事例が認められた。評価に当たっては、その根拠となる記録を適切に行い、当該記録に基づき評価を行うよう改めること。

●看護計画について、計画は作成されているものの、その後の評価が実施されていない例が見られたので、適切に評価を行い必要に応じて計画を見直すこと。

●家族等の付き添いについて、医師の許可が確認できる書類（例：付き添い許可証）を作成し管理すること。

●看護補助者の業務範囲について、個別の業務内容（事務的業務を含む）を文書で整備し、院内規程として共有すること。

●重症度、医療・看護必要度に係る評価において、評価の根拠となる記録が不十分なまま評価している事例が認められた。評価に当たっては、その根拠となる記録を適切に行い、当該記録に基づき評価を行うよう改めること。

●看護計画について、計画は作成されているものの、その後の評価が実施されていない例が見られたので、適切に評価を行い必要に応じて計画を見直すこと。

●家族等の付き添いについて、医師の許可が確認できる書類（例：付き添い許可証）を作成し管理すること。

●看護補助者の業務範囲について、個別の業務内容（事務的業務を含む）を文書で整備し、院内規程として共有すること。

●重症度、医療・看護必要度に係る評価において、評価の根拠となる記録が不十分なまま評価している事例が認められた。評価に当たっては、その根拠となる記録を適切に行い、当該記録に基づき評価を行うよう改めること。

●看護計画について、計画は作成されているものの、その後の評価が実施されていない例が見られたので、適切に評価を行い必要に応じて計画を見直すこと。

●家族等の付き添いについて、医師の許可が確認できる書類（例：付き添い許可証）を作成し管理すること。

●看護補助者の業務範囲について、個別の業務内容（事務的業務を含む）を文書で整備し、院内規程として共有すること。

●重症度、医療・看護必要度に係る評価において、評価の根拠となる記録が不十分なまま評価している事例が認められた。評価に当たっては、その根拠となる記録を適切に行い、当該記録に基づき評価を行うよう改めること。

●看護計画について、計画は作成されているものの、その後の評価が実施されていない例が見られたので、適切に評価を行い必要に応じて計画を見直すこと。

●家族等の付き添いについて、医師の許可が確認できる書類（例：付き添い許可証）を作成し管理すること。